

水田活用の直接支払交付金 5年水張りルール見直しについてのお知らせ

水田活用直接支払い交付金の交付対象水田について、5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降交付の対象としない国の方針が示されていましたが、方針が見直されることになりました。

令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めないこととし、令和7・8年度の対応として、連作障害を回避する取組みを行った場合、水張りをしなくても交付対象とします。

【変更前】

令和4～8年度の間
➤水稲作付け(基本) 又は
➤1ヶ月以上の湛水管理(連作障害による収量低下の発生が確認されていないこと)



【変更後】

令和4～8年度の間
➤水稲作付け(基本) 又は
➤1ヶ月以上の湛水管理 又は
➤連作障害を回避する取組み
(令和7年度又は令和8年度)

連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材・有機物(堆肥、もみ殻等を含む。)の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病虫害抵抗性品種の作付け 等

※取組を講じたことが分かる書類(作業日誌、栽培管理記録簿等)や、作業に用いた資材の入手状況が分かる資料(購入伝票等)は、提出を求められる場合がありますので、保管しておいてください。

※令和9年度から水田施策が根本的に見直され、水田活用直接支払い交付金の制度も作物ごとの生産性向上等への支援へと転換がされる予定です。

※たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には交付対象外です。

【5年水張りに関する問合せ先】

柏崎市産業振興部農林水産課
電話:0257-21-2295

柏崎市地域農業再生協議会事務局
電話:0257-43-9001